

## ■ 計画変更及び用途変更等の申請業務料金表

(別表3)

申請の種別	申請床面積の取扱				備考
計画変更の場合	<p>a) 床面積の増加する部分がない場合</p> <p>① 原則、変更する階の変更する前の1/2の床面積となります。</p> <p>② 床面積が算定することが困難な場合は、下記の手数料となります。</p> <p>例) ・配置変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シックハウスの換気設備の変更</li> <li>・浄化槽の変更</li> <li>・その他</li> </ul>				
		建築場所	手数料		
	i	奈良県内	¥8,000		
	ii	奈良県外	¥15,000		
	<p>b) 床面積の増加する部分がある場合</p> <p>① 原則、変更する階の変更する前の1/2の床面積と増加する床面積となります。</p> <p>上記a-①、b-①共に変更する前の延べ面積が100㎡以内の場合</p>				
		建築場所	手数料		
i	奈良県内	¥10,000			
ii	奈良県外	¥16,000			
用途変更の場合	用途を変更する部分の床面積となります。				
増築及び改築の場合	a) 同一棟となる既存建築物が不適格の場合				
	別途料金となります。				
増築及び改築の場合	b) 同一棟となる既存建築物が不適格でない場合				
	別途料金となります。				
構造計算の変更を伴う場合	原則、当初確認時のワンランク下の料金となります。				